平成２４年（再イ）第３号
福島県南相馬市鹿島区西町３―64西町第一仮設住宅４－４、住民票上の住所福島県南相馬市小高区水谷字宮前52番地
再生債務者　木幡　幸生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月16日　福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（再イ）第１６３号
埼玉県川口市大字芝7005番地の９
再生債務者　小林　輝夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月15日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第４４号
静岡県伊東市八幡野947番地の75　コーポ伊豆高原101号
再生債務者　関口　　彰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月15日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（再イ）第５２号
岡山市北区下中野722番地114　サンクレイドル下中野302号
再生債務者　内田　靖彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月16日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第３４号
鹿児島県鹿児島市上福元町3417番地５
再生債務者　竹原　義秋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月15日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２４年（再イ）第４２号
静岡県沼津市下香貫牛臥3024番地の１
再生債務者　芹澤　勝彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月16日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（再イ）第２５５号
名古屋市千種区吹上１丁目４―12　シャトー村瀬Ｖ６Ｂ号室、住民票上の住所埼玉県川越市熊野町９番地23メゾン上福岡402号
再生債務者　栁　　一司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１３号
広島県竹原市塩町３丁目10番14号
再生債務者　久米　竜郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月16日　　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（再イ）第１１９号
仙台市若林区若林３丁目11番36号　サンコーポ宮川101
再生債務者　島崎　純子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月16日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第１０１号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台１丁目30番地２
再生債務者　高橋　裕武
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月16日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第４０号
静岡県伊東市宇佐美1526番地の７
再生債務者　白橋　和久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月16日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（再イ）第５８号
愛知県豊田市桜町２丁目26番地　マウントセブン小西701号
再生債務者　久川裕一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月16日
名古屋地方裁判所岡崎支部

計量法第143条第１項の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第299号

計量法（平成４年法律第51号）第143条第１項の規定に基づき登録を行ったので、同法第159条第１項第21号の規定に基づき公告する。

平成25年４月30日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

（平成25年３月14日登録分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	校正手法の区分の呼称
0285	株式会社日本校正センター 神奈川県川崎市麻生区上麻生三丁目16番８号	株式会社日本校正センター 神奈川県川崎市麻生区上麻生三丁目16番８号	体積	液体体積計

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成25年４月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで）	茨城県稲敷市清水から茨城県稲敷市清水まで	新設工事	平成25年５月１日